## ● この事例集のねらい

この事例集は、適切な福祉用具の利用を促進することにより、利用者の皆様の生活の質向上を実現することを目的としています。

福祉用具貸与事業者の皆様をはじめとして、ケアマネジャー、 保険者、利用者など、福祉用具を取り巻く関係者の皆様が、望ま しいケアマネジメントの流れに沿って、適切な利用という共通の 目標に向かって、共通の視点で活用し、それぞれの立場からの 取り組みの参考としていただくことをねらいとしています。



## ● この事例集の使い方

この事例集は、福祉用具の利用に関わる関係者が「ケアマネジメントのプロセスにおける福祉用具の例外給付の確認申請※の流れ」を理解し、適切な用具の利用に向けた申請を行う際に参考としていただくものです。ケアマネジメントのプロセスに沿った確認申請の流れにおける重要な視点として、参考にしてください。

この事例集に掲載している事例リストは、調査により収集した用 具適用の実績に関する情報を整理したものです。これらの事例は、 例外給付の確認申請の仕組みを理解するための参考となりますが、 適否の判断の基準を示すものではないことに注意してください。 (事例リストの中の類似事例の有無が、申請の適否の判断に直接結びつく ものではありません。)

※平成19年3月30日に発信された「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護 支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」 に沿った、軽度要介護者における福祉用具の例外給付のための手続きを想定したものです。

● この事例集の構成と見方

この事例集は、次のように構成されています。

項について」 (平成18年4月) の概要

(平成19年3月)の概要

【はじめに】 ■ケアマネジメントのプロセスと ■使い方 事例集のねらいや ■ねらい 確認申請の流れ 使い方、適用の考 え方を説明します。 【取組の概要】 【事例リスト】 車いす 【保険者における取組状況】 全国の保険者や事 •取組の概要 条件Ⅱ 条件Ⅲ 条件 I 業所における、適 -確認申請の実績 •有効な取組 切な適用に向けた -課題 特殊寝台 取り組みの状況に ついて紹介します。 条件 I 条件Ⅱ 条件Ⅲ 【事業所における取組状況】 •取組の概要 - 確認申請の実績 その他 -有効な取組 -課題 条件 I 条件Ⅱ 条件Ⅲ 【参考情報】 「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事

ケアマネジメントの プロセスと確認申請 の流れを示し、ケア マネジメントにおい て重要な視点を確認 します。

用具別、該当条件別 に事例を類型化して、 代表的な事例を紹介 します

軽度者への例外給付に関わる、18年3月の通知および19年4月の変更通知の概要をまとめています。

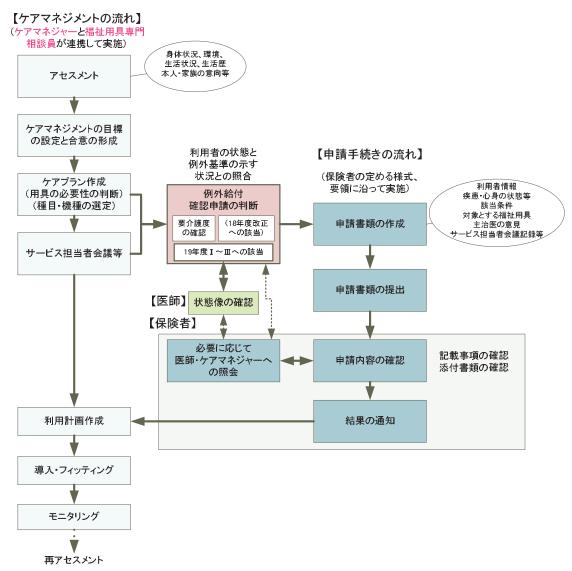
「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」

## ● ケアマネジメントのプロセスと確認申請の流れ

ケアマネジメントのプロセス と確認申請の流れは、右のよ うに示すことができます。

- ・適切な確認申請を行うためには、 通常のケアマネジメントと同様に、 利用者の身体状況や生活環境、意 向などを正しく把握した上で目標 を立て、ケアプランを作成します。
- ・その際、軽度者であっても福祉用具の利用を必要としていると判断される場合には、医師への照会により適用の条件への該当を確認し、保険者の定める要領で確認申請の手続きをとります。

以下では、**2**つの事例に沿って、 プロセスのポイントをご説明します。



# 参考事例1: 室内はなんとか自立できるが、環境面で 自立支援を妨げているケース

【本人・家族の状況と生活環境のアセスメント】

本人:男性 80歳 要介護1 パーキンソン氏病で 内服加療中。オンオフ現象が見られる。両上肢に問題 が無いが下肢筋力の低下があり歩行が不安定。

**家族**:同居の家族(妻)は、膝と手首、指に関節痛があり、長時間の歩行介助が難しい。

生活環境:自宅はほとんどバリアフリー。廊下や浴室、トイレには手すり設置。玄関は段差に対して手すりと 椅子で工夫されている。門扉から先の歩道に出ると、 やや傾斜の厳しい坂道。

#### 【依頼内容】

本人: 妻の負担を減らすため外出だけでも車椅子を利用したい。

家族(妻): 薬が効いているときには問題ないが、薬が切れるとほとんど動けず、室内でも介助が困難。ましてや坂道の多い地域のため、動けないと手引き歩行もままならず、指や手首の関節が痛むのでとても大変。車椅子を利用したい。

#### 【ケアマネジャー等の思考プロセス】

- ・介護度は要介護1
  - →車椅子レンタルは原則給付対象外
- ・H18例外規定で対象
  - →対象外種目(車椅子の状態像(二)日常生活範囲 における移動の支援が特に必要と認められる 者に該当
- ・例外規定における対象
- → i )疾病その他の原因により状態が変化しや すく日によって又は時間帯によって、頻繁に (一)の状態に該当する者の可能性が高い
  - ⇒車いすが例外的に適用されると考えた

#### 【ケアマネジャー等の対応】

医師にパーキンソン病の状態を確認してもらい、 サービス担当者会議を開催し、福祉用具専門相談 員を含め、全体で合意が取れたので申請。

⇒申請の結果適用された





まとめ

- ◇状態像をしっかりとアセスメントすることで、例外規定に対応できる根拠が明確になり、 適切なケアマネジメントができ、適用につながった。
- ◇早期にケアマネジャーと福祉用具貸与事業者が連携することで本人家族の意欲の低下に つながらなかった。

# 参考事例2:

### 末期がんで在宅ターミナルを 選択されたケース

福祉用具専門 相談員が主導

#### 【本人・家族の状況と生活環境のアセスメント】

本人: 男性 58歳 進行性胃がん 告知されている 要支援2 骨転移があり、疼痛コントロールなどのた め持続点滴を行う。最期まで自分のことはできるだけ 行ないたいとの強い希望がある。現在、ほとんど自立 した生活が可能。薬剤投与の影響もあり、布団からの 起き上がりが困難なときがある。

家族: 妻55歳と娘25歳の3人暮らし。二人とも就労。

**生活環境**: 今まではふとんの生活。室内は大きな段差は無く、浴室には手すりが設置。持ち家で改修は可能。



#### 【依頼内容】

本人: 今までどおりに家族には仕事に行ってもらいたい。そのため、起き上がりが楽になるようベッドを利用したい。

**家族(妻・長女)**:本人の楽になる姿勢が自由にとれるので、ベッドを利用したい。

#### 【福祉用具専門相談員の思考プロセス】

- ・要支援2
  - →特殊寝台レンタルは原則給付対象外
- ・H18例外規定で対象外
  - → (一) (二) ともに該当しない
- ・例外規定における対象
  - → ii )疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに(一)(二)の状態像に該当するに至ることが確実に認められる者の可能性が高い

⇒特殊寝台が例外的に適用されると考えた

#### 【福祉用具専門相談員の対応】

ケアマネジャーと相談し、退院前に主治医含めた カンファレンスを開催してもらい、状態(状況) を確認してもらった。

⇒申請の結果適用され 3モーターベッドを導入





- ◇退院前のカンファレンスに参加することで、状態像の確認と早期に方向性の確認ができ、 退院時から福祉用具が導入できた(福祉用具専門相談員からの積極的な働きかけを喚起 することの重要性)
- ◇このことが、本人の生きる希望にもつながり、適切なケアマネジメントを支援すること につながった。